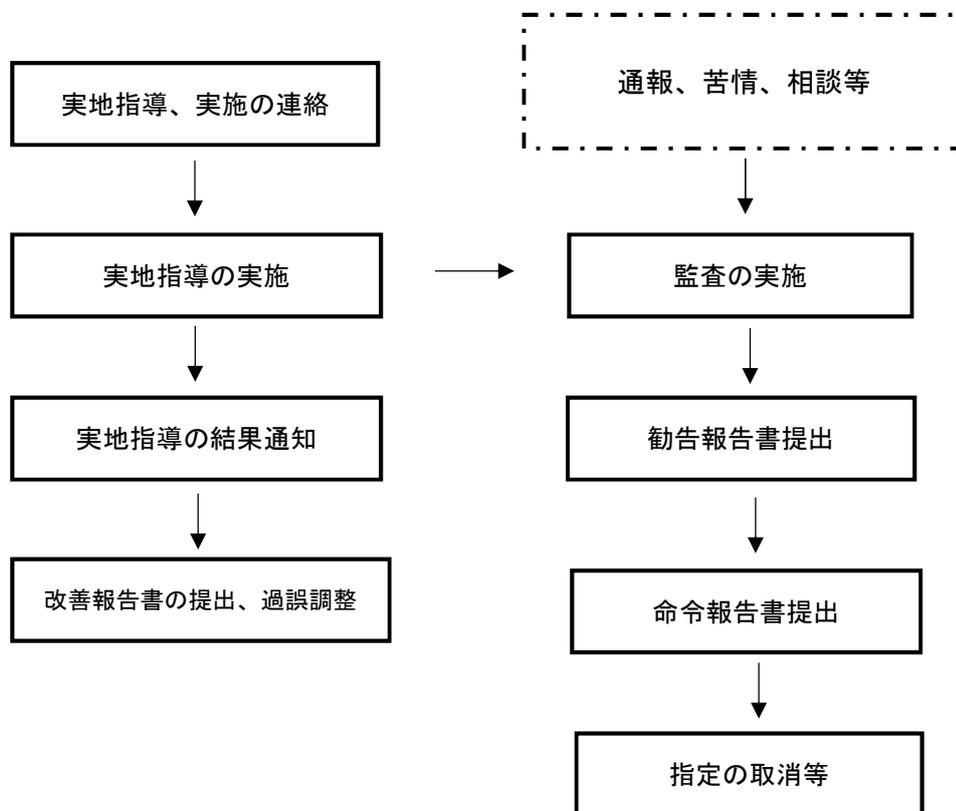


## ○実地指導及び監査について

### 実地指導及び監査の流れ

実地指導については、通常2週間から1か月程度前までに事業所に対し実施する旨を連絡します。実地指導の結果、改善が必要な場合は、市が定めた期日までに改善報告書の提出を求め、又誤って報酬を算定している場合は、再度算定し、過誤調整ののち、適正な報酬を再度請求してもらいます。

一方、監査については、あらかじめ実施する旨の連絡をせず実施する場合があります。監査の結果、改善が必要な場合は、勧告・命令を経て、指定の取消等（指定取消及び効力の全部若しくは一部停止）の処分を行う場合があります。また、報酬の算定について、不正等が発覚した場合、指定の取消し等の処分に加え、算定した報酬に40%の額を上乗せして返還してもらいます。



※勧告に従わなかった場合、結果の通知報告書を公表することがあります。

※命令・指定の取消等を行う前に始良市行政手続条例（平成22年始良市条例第15号）に基づく聴聞又は弁明の機会が付与されます。

※命令・指定の取消等を行った場合、公示し、報酬に40%の上乗せをして返還させることがあります。